

表 10 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目 | 基準値 | 測定方法 |
|-----------------|---------------|--|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 | 日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 | 規格 54 に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 | 規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。) |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 | 規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| PCB | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロパン | 0.002mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法 |
| チラム | 0.006mg/L 以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 | 日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 | 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 | 硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法 |
| ふつ素 | 0.8mg/L 以下 | 規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 | 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 | 公共用水域告示付表7に掲げる方法 |

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。